

復興整備計画

(第2回変更)

名取市・宮城県

平成25年 3月 4日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

名取市の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり）

2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- ① 住む人に安心感があるまちづくり：防災に配慮した土地利用を行い、自然災害に対する被害の軽減を図るため総合的な対策を講じる。
- ② 名取市全体で考えるまちづくり：市内の既存ストックの活用を図りながら非浸水地域を含めた市内各地区や近隣市町とのネットワークを考慮した都市を構築する。
- ③ 土地の記憶を継承するまちづくり：自然地形・地盤・景観の活用、地域資源の活用、海との共生など、地域の文化を継承する。
- ④ 地域・集落と産業の持続性を大切にするまちづくり：農地の大区画化や利用集積を図り農業の再生に努めるとともに、水産加工業等も含めた産業の振興に努め、持続性のある新たな魅力あるまちをつくる。
- ⑤ 次代の暮らしを見据えた、新たなまちづくり：多世代に配慮したコンパクトまちづくりを行うとともに、地球環境時代に向けた地域づくりと自然と共に存するライフスタイルを実現する。

3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

（1）復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

貞山運河の東側は、水産業等の地域産業再生と新たな産業を誘致するゾーンとし、沿岸部にレクリエーション施設（震災メモリアル施設、マリーナ、ビーチなど）や防潮林を整備する。貞山運河と2次防御ラインの間（下増田地区）は、農業・地域産業の再生と新たな産業を誘致するゾーンとする。2次防御ラインの西側は、閑上地区の居住機能を再建するとともに、農業集落の再生や場整備事業により農地を再編する。

（2）土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

- ① 貞山運河の東側：原則として居住を制限し、漁港周辺での水産業等の再生や新たな産業を誘致するエリアと位置付けし、農地の復旧・復興との調整を図りつつ、震災メモリアル施設、産業関連施設、レクリエーション施設、防潮林等の整備により新たなる魅力を創出する。
- ② 貞山運河と2次防御ラインの間：農業・地域産業の再生と新たな産業を誘致するゾーンと位置付けて、農地の復旧・復興との調整を図りつつ有効な土地利用の展開を図っていく。
- ③ 2次防御ラインの西側：津波対策により計画目標の安全性を達成できると判断されるため、閑上地区（A地区）では、区画整理事業により市街地に隣接する市街化調整区域を一部含めて住宅市街地を再建する。また、農地の大区画化や利用集積を図りながら農業の再生を図るとともに、既存市街地の隣接地（D・E地区）において農業集落の再建をはじめとした居住機能の再建を行う。

（3）復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり。）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業	A地区	事業の名称：閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成29年度 種類：土地区画整理事業
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業	D地区	事業の名称：下増田地区防災集団移転促進事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度 集団移転促進事業計画については、平成24年9月10日に国土交通大臣の同意みなし、平成25年2月8日に第1回変更同意
(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業	B道路	事業の名称：名取駅閑上線都市計画道路事業 実施主体：名取市、宮城県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成26年度 種類：都市計画道路事業
	C道路	事業の名称：仙台閑上線都市計画道路事業 実施主体：宮城県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成26年度 種類：都市計画道路事業
(7)津波防護施設の整備に関する事業		

(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業	E地区	事業の名称：下増田地区災害公営住宅整備事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）		
平成23年度から平成29年度		
6 その他復興整備事業の実施に關し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）		

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）

整 理 番 号	事 業 区 分	図 面 記 号	変更等する土地利用基本計画等	変更等 の 别	変更等する部分の 面積(ha)		備 考
					拡 大	縮 小	
1	市街地開発事業	A地区	・都市計画（被災市街地復興土地区画整理事業）〔宮城県決定〕	決 定	121.8ha		
			・都市計画（道路）〔名取市決定〕	廃 止			※廃止する都市計画道路 (5路線) ・町頭築港線 ・庚申通線 ・築港西通線 ・東場通線 ・河岸前線
			・都市計画（公園）〔名取市決定〕	廃 止			※廃止する都市計画公園 (2箇所) ・日和山公園 ・東場公園
			・都市計画（被災市街地復興推進地域）〔名取市決定〕	変 更	19.1ha		※被災市街地復興推進地域 19.1haを追加決定
2	都市施設の整備に関する事業	B道路 C道路	・都市計画（道路）〔宮城県決定〕	変 更			※変更する都市計画道路 (2路線) ・名取駅閑上線 ・仙台閑上線

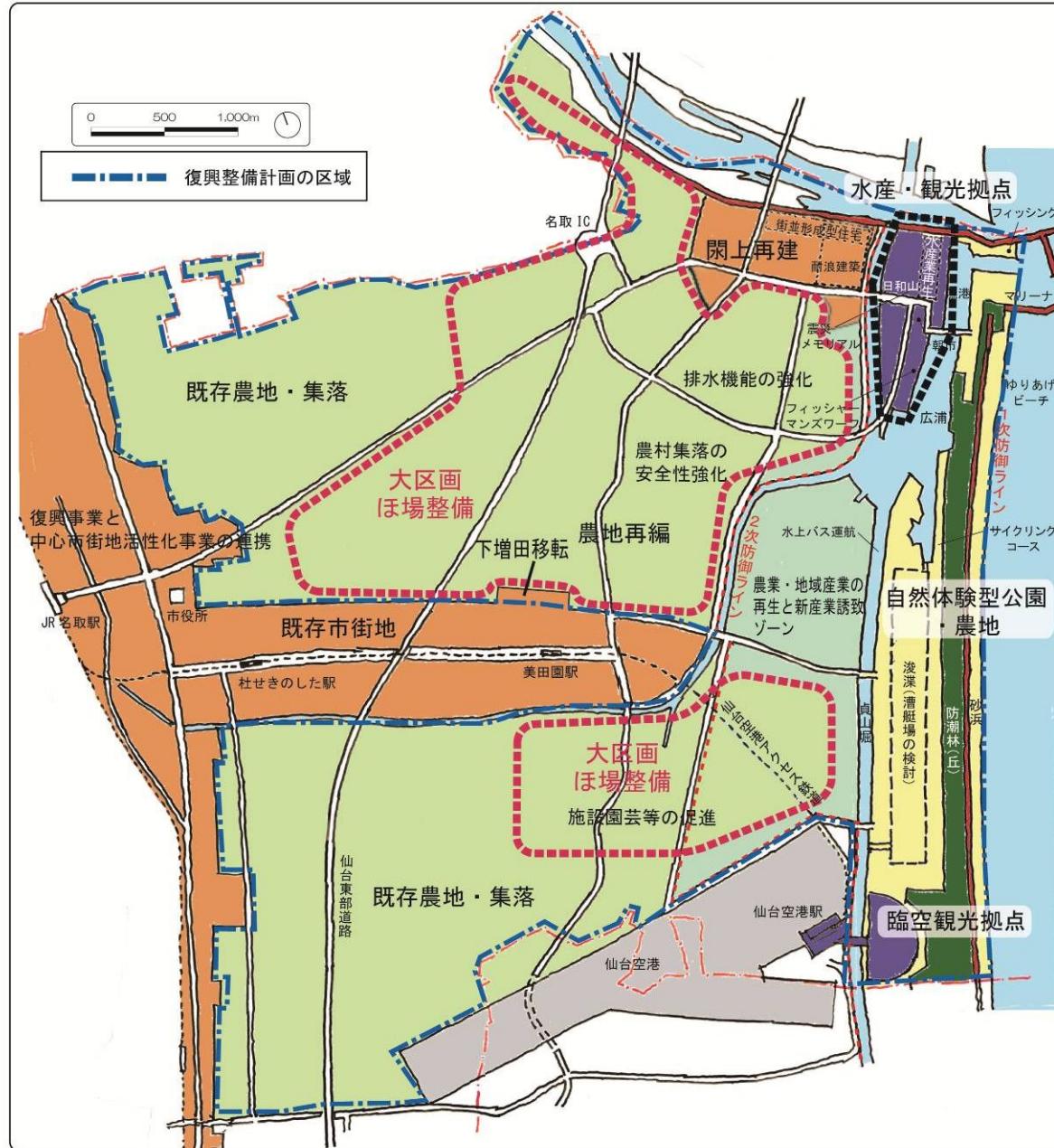
- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 本様式に土地利用基本計画の変更等に係る事項を記載する場合には、併せて「変更等する土地利用基本計画等」及び「変更等の別」を記載した縮尺1/25,000以上の地形図を添付する。
- 3 「事業区分及び図面番号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 4 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 5 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 6 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

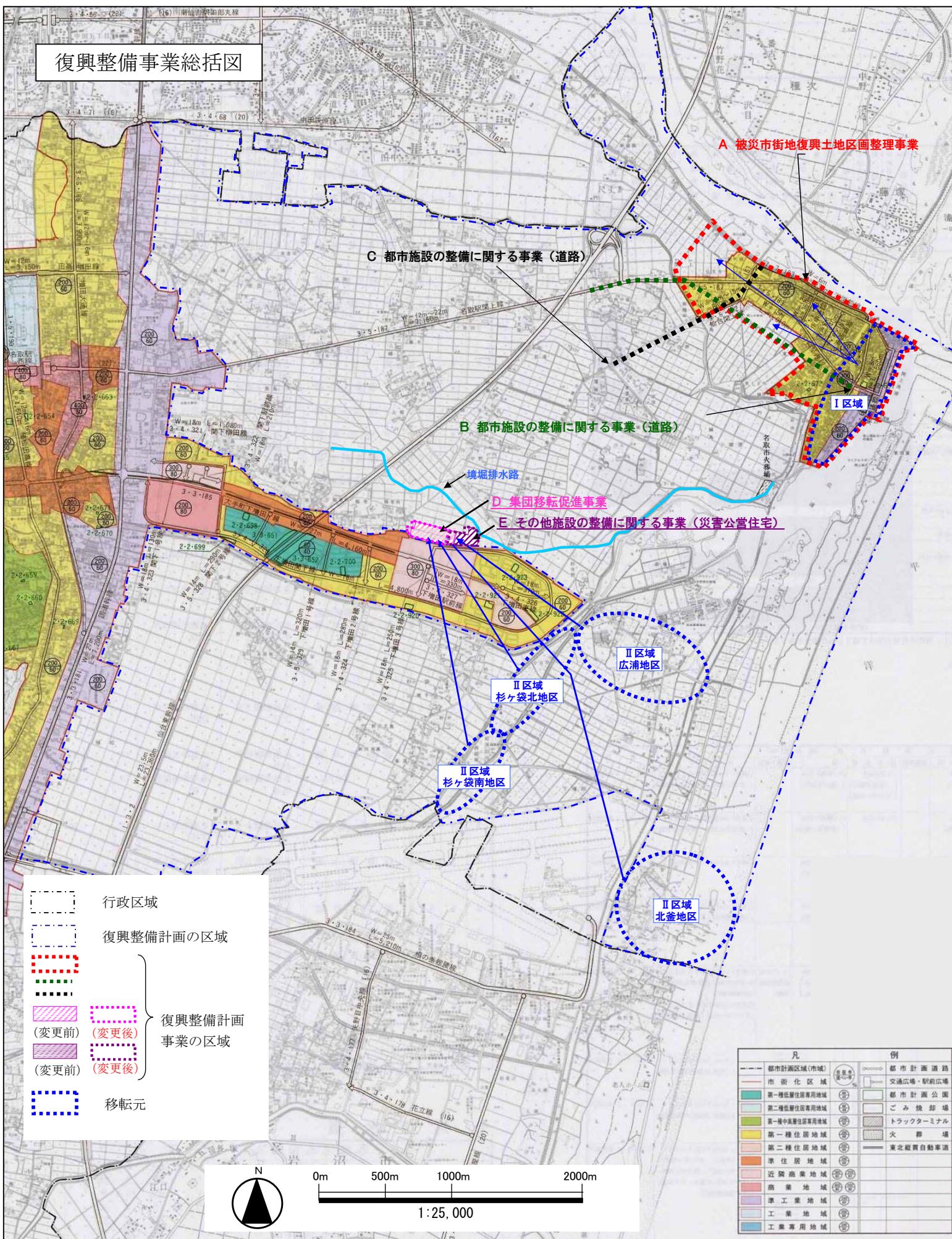
整理番号	事業区分	図面記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園法	漁港漁場整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	市街地開発事業	A地区	○										
2	集団移転促進事業	D地区	○										
3	その他施設の整備に関する事業	E地区	○										

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
 3 「農地法（大臣）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

土地利用構想図



復興整備事業総括図



仙塩広域都市計画土地区画整理事業の決定〔名取市復興整備計画（宮城県決定）〕

仙塩広域都市計画閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称	閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業			
面 積	約 121.8ha			
道 路	種 類	名 称	これらについては、別途に都市計画において定めるとおりとする。	
	幹線道路	①3.5.192 仙台閑上線 ②3.5.187 名取駅閑上線		
上記幹線街路のほかに、区画道路及び特殊道路を配置して交通環境の改善を進め、健全かつ機能的な市街地形成を図る。				
公園及び緑地	公園は、災害時の防災拠点機能を有する近隣公園 1箇所、街区公園 5箇所を誘致距離等に配慮しながら配置し、地区面積の 3%以上を確保する。また名取川右岸において緑地を確保する。			
その他の公共施設	汚水は市の公共下水道計画に基づき、阿武隈川下流関連公共下水道に接続する。また、雨水は貞山運河への直接放流および鍋沼排水機場を経由して貞山運河へ放流する。			
宅地の整備	貞山運河西側に住居・公益施設等を配置し、地盤の嵩上げによる津波被害の低減を図るとともに、避難路を配置することで安全・安心のまちを創出する。また、貞山運河東側を産業・スポーツゾーンとし、賑わいを創出する。			

「区域は計画図表示のとおり」

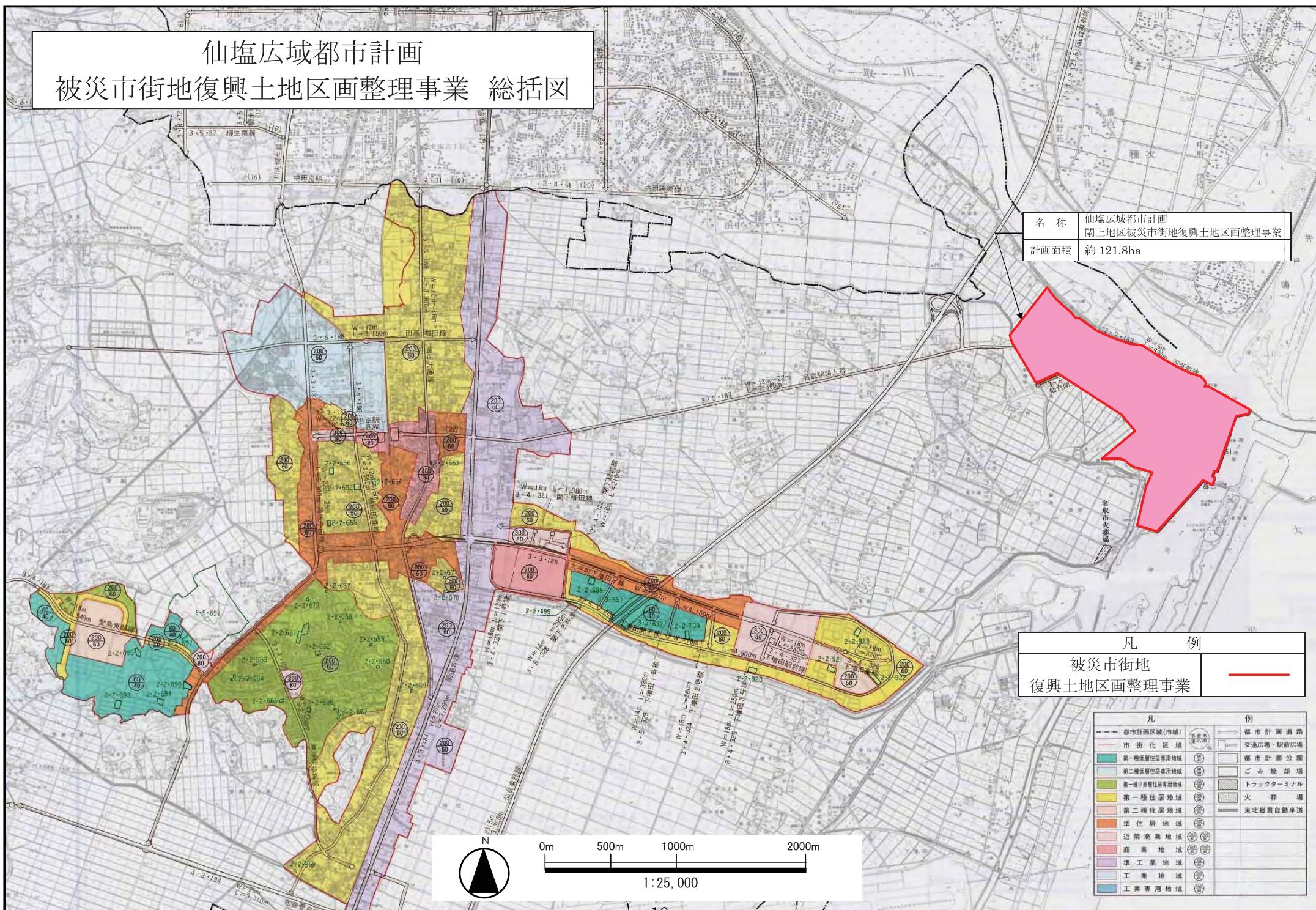
理 由

当地区は、東日本大震災により地区内の建物の大部分が流失する壊滅的な被害を受けており、早期の復興が必要である。

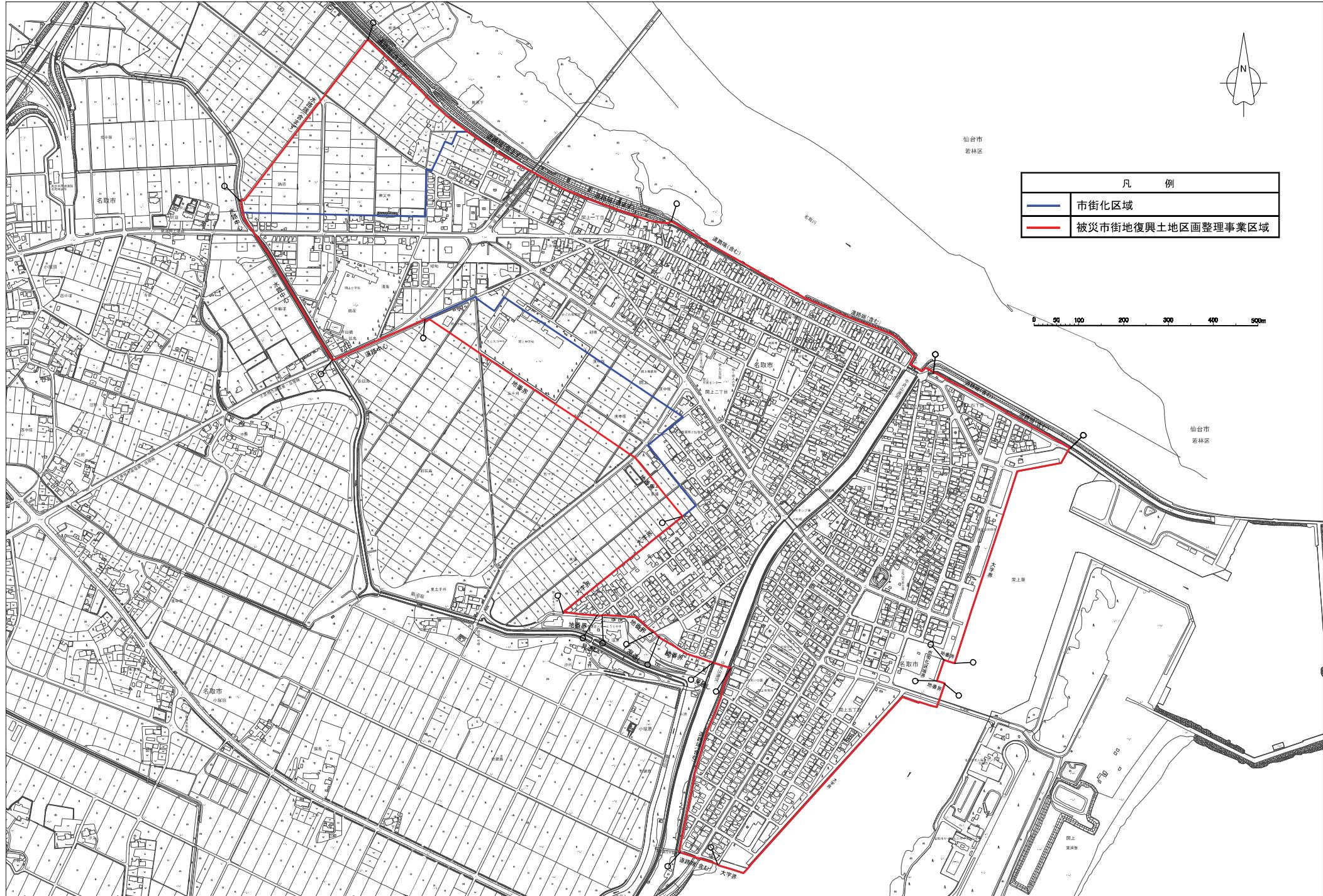
のことから、土地区画整理事業により安全で災害に強い市街地整備を実現するため、本案のようすに決定する。

仙塩広域都市計画

被災市街地復興土地区画整理事業 総括図



閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業区域 計画図



仙塩広域都市計画道路の変更
〔名取市復興整備計画（宮城県決定）〕

都市計画道路中 3・5・187 号名取駅閑上線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・5・187	名取駅閑上線	名取市増田四丁目	名取市閑上六丁目	名取市字下余田	約 6,510m	地表式	2 車線	12～22m	自動車専用道路と立体交差 1 箇所幹線街路と平面交差 4 箇所	終点位置の変更 延長の変更 幅員の一部変更 〈変更前〉 終点位置 名取市閑上五丁目 延長 約 7,160m
	車線数の内訳		2 車線			約 6,160m					
			4 車線			約 350m					
	その他		なお、名取市増田四丁目地内に名取駅東口駅前広場を設ける。								面積 約 5,800 m ²
	3・5・192	仙台閑上線	名取市小塙原字東中塙	名取市閑上一丁目	名取市大字閑上字昭和	約 1,510m	地表式	2 車線	18～21m	幹線街路と平面交差 1 箇所	起終点位置の変更 延長の変更 車線数の決定 幅員の変更 〈変更前〉 起点位置 名取市閑上字新鶴塙 終点位置 名取市閑上字新町頭 延長 約 660m 幅員 12～15m

「区域及び構造は計画図のとおり」

理 由

東日本大震災により地区内の建物の大部分が流出する壊滅的な被害を受けた閑上地区において、今後の名取市のまちづくりの目標及び土地利用の方針に基づき都市計画道路を変更する。

(参考)

都市計画に係る土地一覧表

1 3・5・187 名取駅閑上線

市町村名	追加する区域		廃止する区域		
	大字	小字	大字	小字	
名取市	小塚原	田中、沢目、北中塚、西中塚の一部	閑上	鍋沼、佛文寺、新鶴塚、昭和の一部	
			閑上一丁目の一部		
	閑上	鍋沼、新鶴塚、鶴塚、清海、昭和、新狐島、五十刈、東場の一部	閑上二丁目の一部		
			閑上三丁目の一部		
			閑上四丁目の一部		
	閑上七丁目の一部		閑上五丁目の一部		
	閑上六丁目の一部				

2 3・5・192 仙台閑上線

市町村名	追加する区域		廃止する区域	
	大字	小字	大字	小字
名取市	小塚原	西中塚、東中塚、辻野、汐押の一部	閑上	新狐島、昭和、庚申塚の一部
			閑上一丁目の一部	
		平田橋、新鶴塚、新狐島、狐島、鶴塚、清海、昭和の一部		
	閑上一丁目の一部			

(参 考)

変 更 理 由

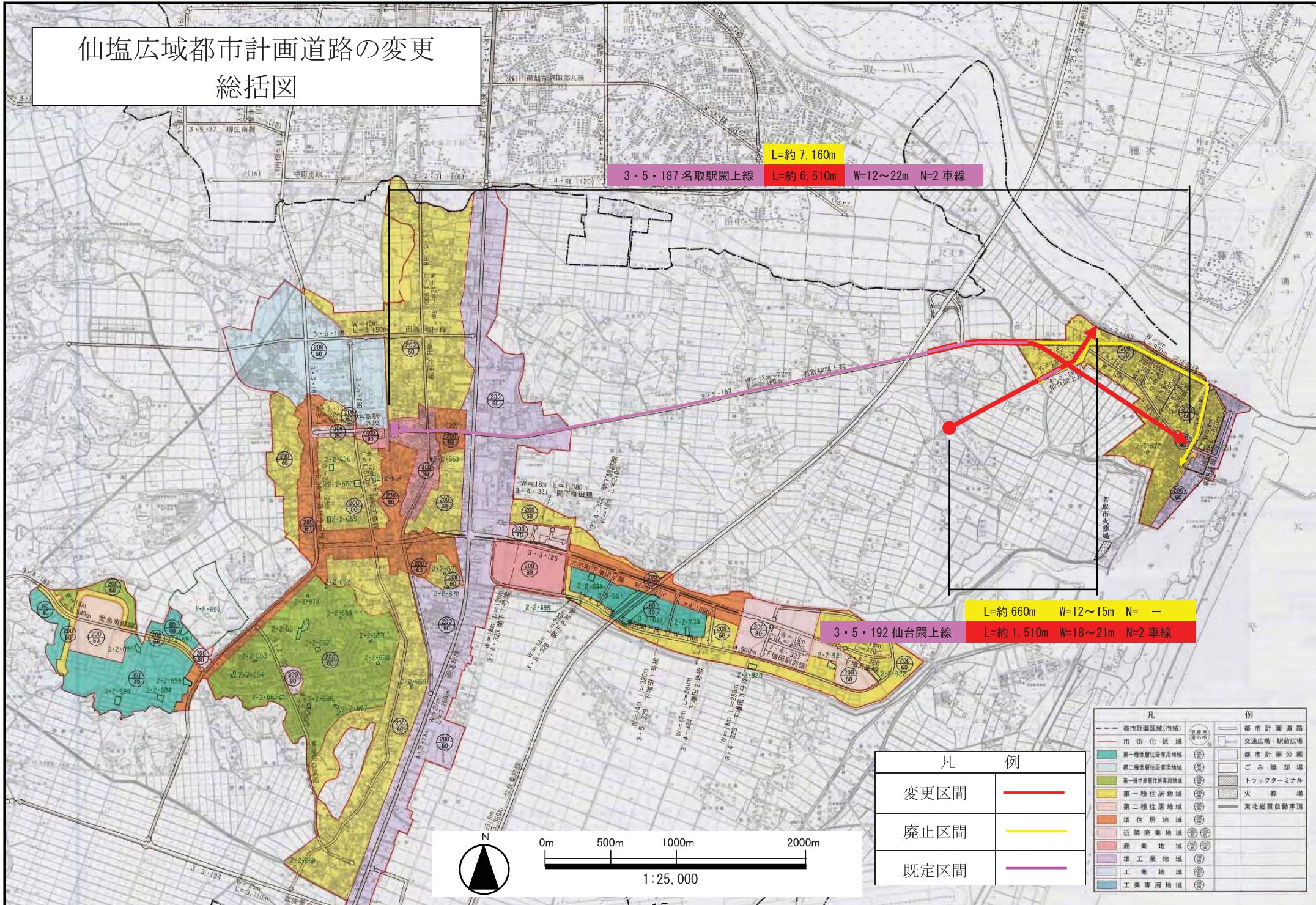
3・5・187 名取駅閑上線は、昭和 29 年 5 月に都市計画決定され、総延長約 7,160m のうち平成 22 年現在で未整備延長約 2,580m となっており、改良率は約 64% となっている。

3・5・192 仙台閑上線は、昭和 29 年 5 月に都市計画決定され、総延長約 660m のうち未整備延長約 530m となっており、改良率は約 20% となっている。

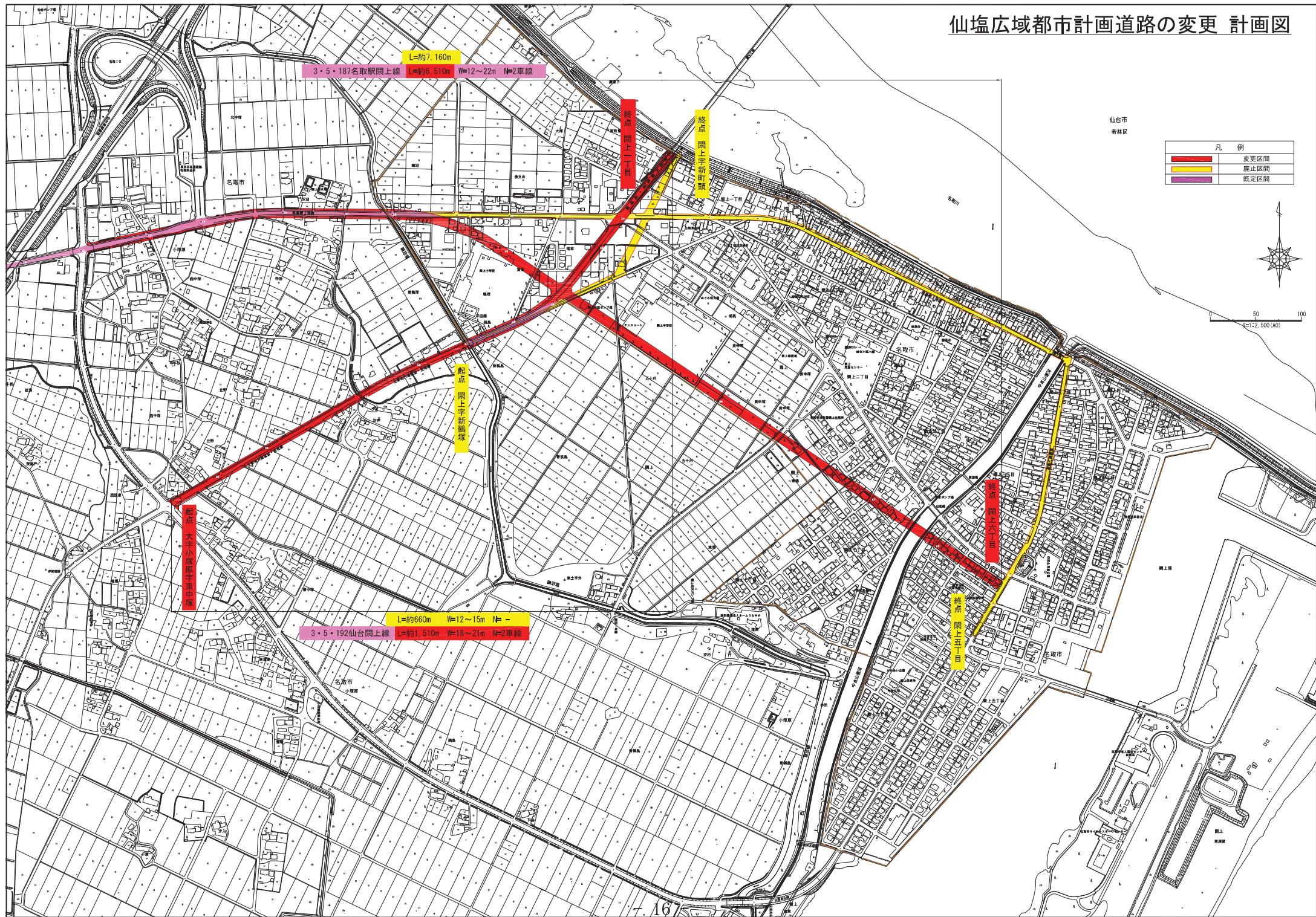
これらの路線が位置する閑上地区は、東日本大震災により壊滅的な被害を受けたため、名取市震災復興計画により「現地において、安全で災害に強い市街地整備を実現するため被災市街地復興土地区画整理事業による復興」を進めていく方針としている。

のことから、今後の名取市のまちづくりの目標及び土地利用の方針に基づき、地区内の幹線道路であった当該 2 路線について、新たに安全で、円滑な道路網整備を目指し、周辺道路とのネットワークを踏まえて都市計画変更を行うものである。

仙塩広域都市計画道路の変更 総括図



仙塩広域都市計画道路の変更 計画図



仙塩広域都市計画道路の変更 〔名取市復興整備計画（名取市決定）〕

都市計画道路中3・5・189号町頭築港線、3・5・191庚申通線、7・6・181築港西通線、7・6・182東場通線及び7・7・183河岸前線を廃止する。

「区域は総括図のとおり」

理 由

東日本大震災により地区内の建物の大部分が流出する壊滅的な被害を受けた閑上地区において、今後の名取市のまちづくりの目標及び土地利用の方針に基づき都市計画道路を変更する。

(参考)

都市計画に係る土地一覧表

3・5・189町頭築港線

市町村名	追加する区域		廃止する区域	
	大字	小字	大字	小字
名取市			閑上	昭和の一部
			閑上一丁目の一部	
			閑上二丁目の一部	
			閑上三丁目の一部	
			閑上四丁目の一部	
			閑上七丁目の一部	

3・5・191庚申通線

市町村名	追加する区域		廃止する区域	
	大字	小字	大字	小字
名取市			閑上一丁目の一部	

7・6・181築港西通線

市町村名	追加する区域		廃止する区域	
	大字	小字	大字	小字
名取市			閑上二丁目の一部	

7・6・182東場通線

市町村名	追加する区域		廃止する区域	
	大字	小字	大字	小字
名取市			閑上四丁目の一部	
			閑上五丁目の一部	

7・7・183河岸前線

市町村名	追加する区域		廃止する区域	
	大字	小字	大字	小字
名取市			閑上一丁目の一部	
			閑上二丁目の一部	

(参考)

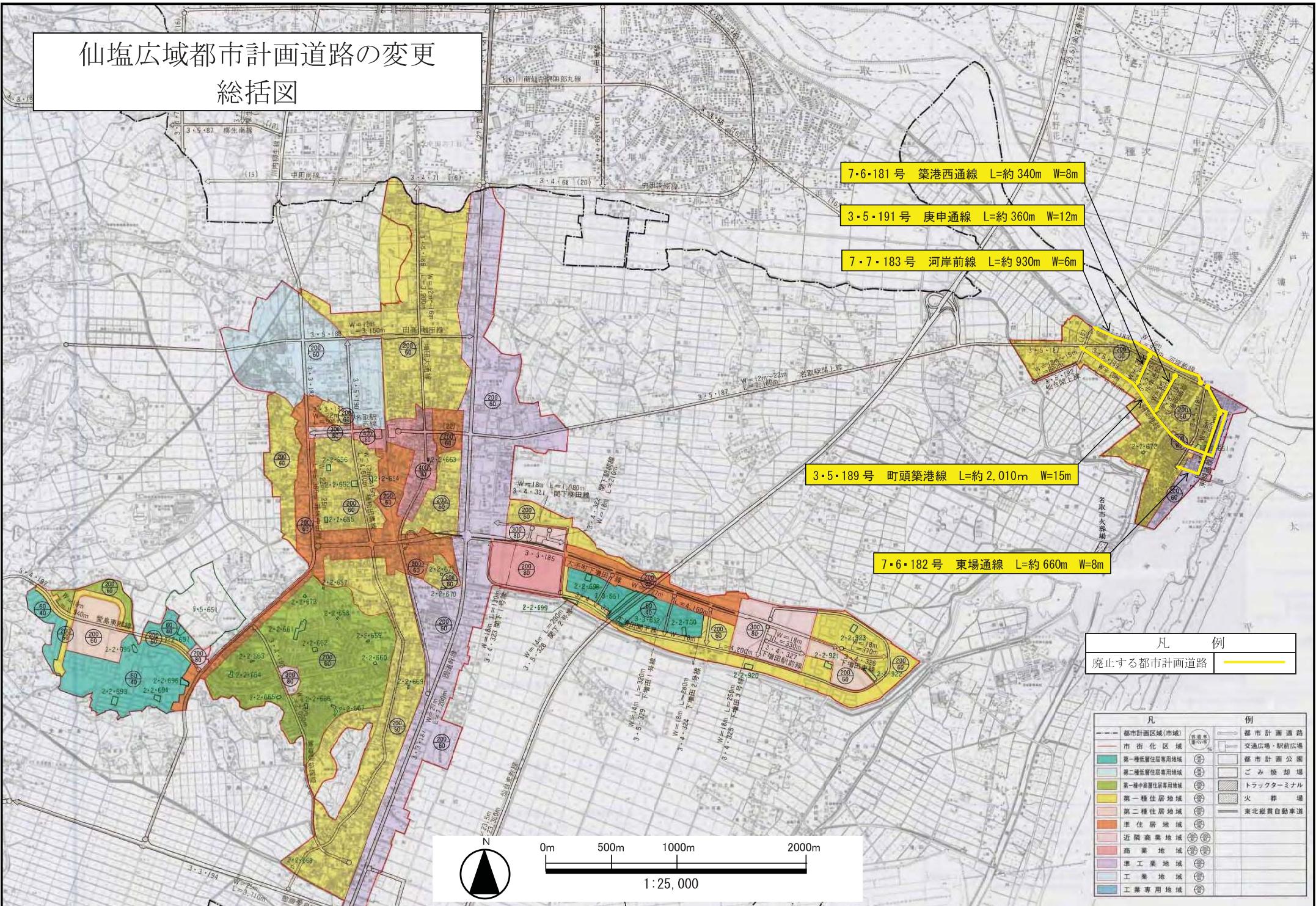
変更理由

3・5・189号町頭築港線、3・5・191号庚申通線、7・6・181号築港西通線、7・6・182号東場通線及び7・7・183号河岸前線の5路線は、すべて昭和29年代に都市計画決定されており、このうち、整備済みは、町頭築港線全区間及び東場通線の一部区間390mとなっている。

これらの路線が位置する閑上地区は、東日本大震災により壊滅的な被害を受けたため、名取市震災復興計画により「現地において、安全で災害に強い市街地整備を実現するため被災市街地復興土地区画整理事業による復興」を進めていく方針としている。

のことから、今後の名取市のまちづくりの目標及び土地利用の方針に基づき、地区内の幹線道路であった当該5路線について、新たに安全で、円滑な道路網整備を目指し、都市道路の再配置を行うため、当該都市計画道路を廃止する都市計画変更を行うものである。

仙塩広域都市計画道路の変更 総括図



仙塩広域都市計画公園の変更 〔名取市復興整備計画（名取市決定）〕

都市計画公園中2・2・651号日和山公園及び都市計画公園2・2・672号東場公園を廃止する。

「区域は総括図のとおり」

理 由

東日本大震災により地区内の建物の大部分が流失する壊滅的な被害を受けた閑上地区において、今後の名取市のまちづくりの目標及び土地利用の方針に基づき都市計画公園を変更する。

(参考)

都市計画に係る土地一覧表

2・2・651号日和山公園

市町村名	追加する区域		廃止する区域	
	大字	小字	大字	小字
名取市			閑上四丁目の一部	

2・2・672号東場公園

市町村名	追加する区域		廃止する区域	
	大字	小字	大字	小字
名取市			閑上七丁目の一部	

(参考)

変更理由

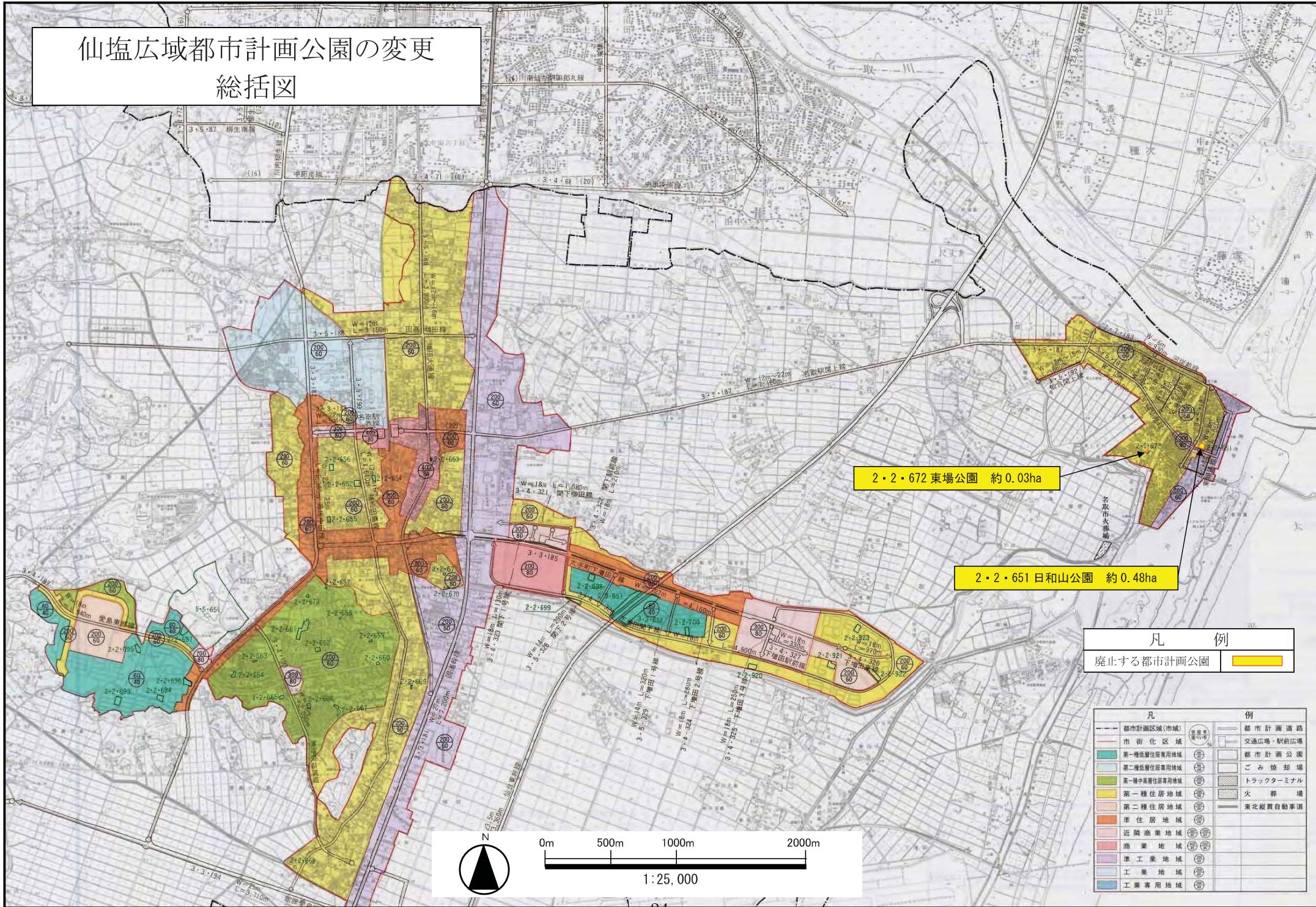
2・2・651号日和山公園は、閑上四丁目地内に昭和39年7月11日に都市計画決定され、昭和40年4月1日に開設された。

2・2・672号東場公園は、閑上七丁目地内に昭和55年2月29日都市計画決定され、昭和55年3月24日に開設された。

両公園の位置する閑上地区は、東日本大震災により壊滅的な被害を受けたため、名取市震災復興計画により「現地において、安全で災害に強い市街地整備を実現するため被災市街地復興土地区画整理事業による復興」を進めていく方針としている。

のことから、今後の名取市のまちづくりの目標及び土地利用の方針に基づき、都市公園の再配置を行うため、当該都市計画公園を廃止する都市計画変更を行うものである。

仙塩広域都市計画公園の変更 総括図



計画書

仙塩広域都市計画被災市街地復興推進地域の変更

[名取市復興整備計画（名取市決定）]

都市計画閑上地区被災市街地復興推進地域を次のように変更する。

名 称	閑上地区被災市街地復興推進地域
位 置	名取市閑上一丁目、閑上二丁目、閑上三丁目、閑上四丁目、閑上字鶴塚、同字下佛文寺、同字昭和、同字百刈、同字孤島、同字清海、同字新町頭、同字佛文寺、同字庚申塚及び同字胡桃の全部並びに閑上五丁目、閑上六丁目、閑上七丁目、閑上字東須賀、同字新鶴塚、同字鍋沼、同字平田橋、同字新大塚、同字大塚、同字新孤島、同字五十刈、同字東場の各一部
面 積	約 121.8 ha
緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針	当地区では、被災した市街地の健全な発展と防災性の向上を図るため、地域の活性化に寄与し、災害からの安全性に配慮した土地利用の誘導を図るとともに、円滑な避難と利便性に配慮した道路網の構築や避難場所等の適正な配置を行い、安全で快適な市街地の形成を図る。
被災市街地復興特別措置法第7条の規定による制限が行われる期間の満了の日	平成25年3月10日

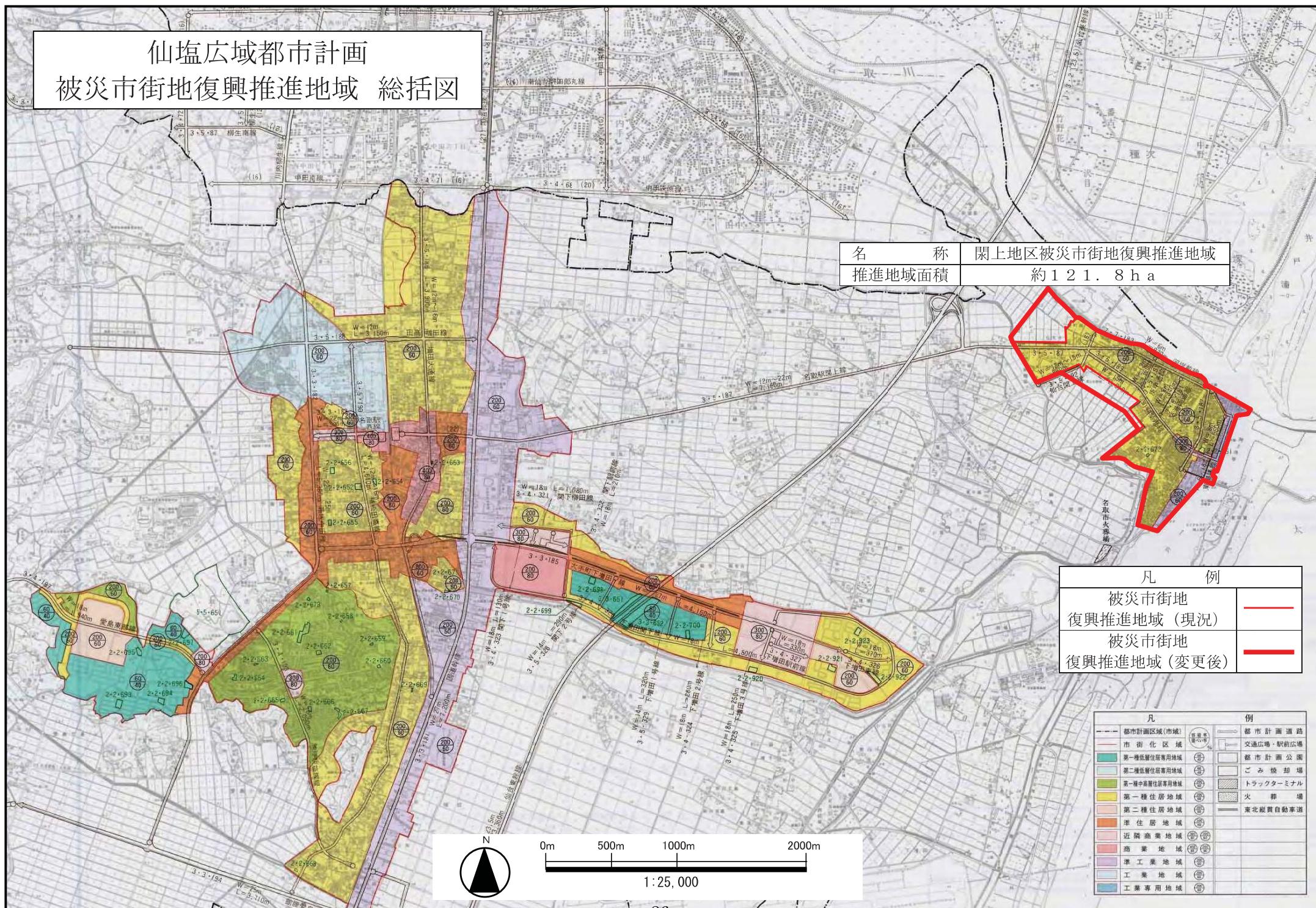
「区域は計画図表示のとおり」

理 由

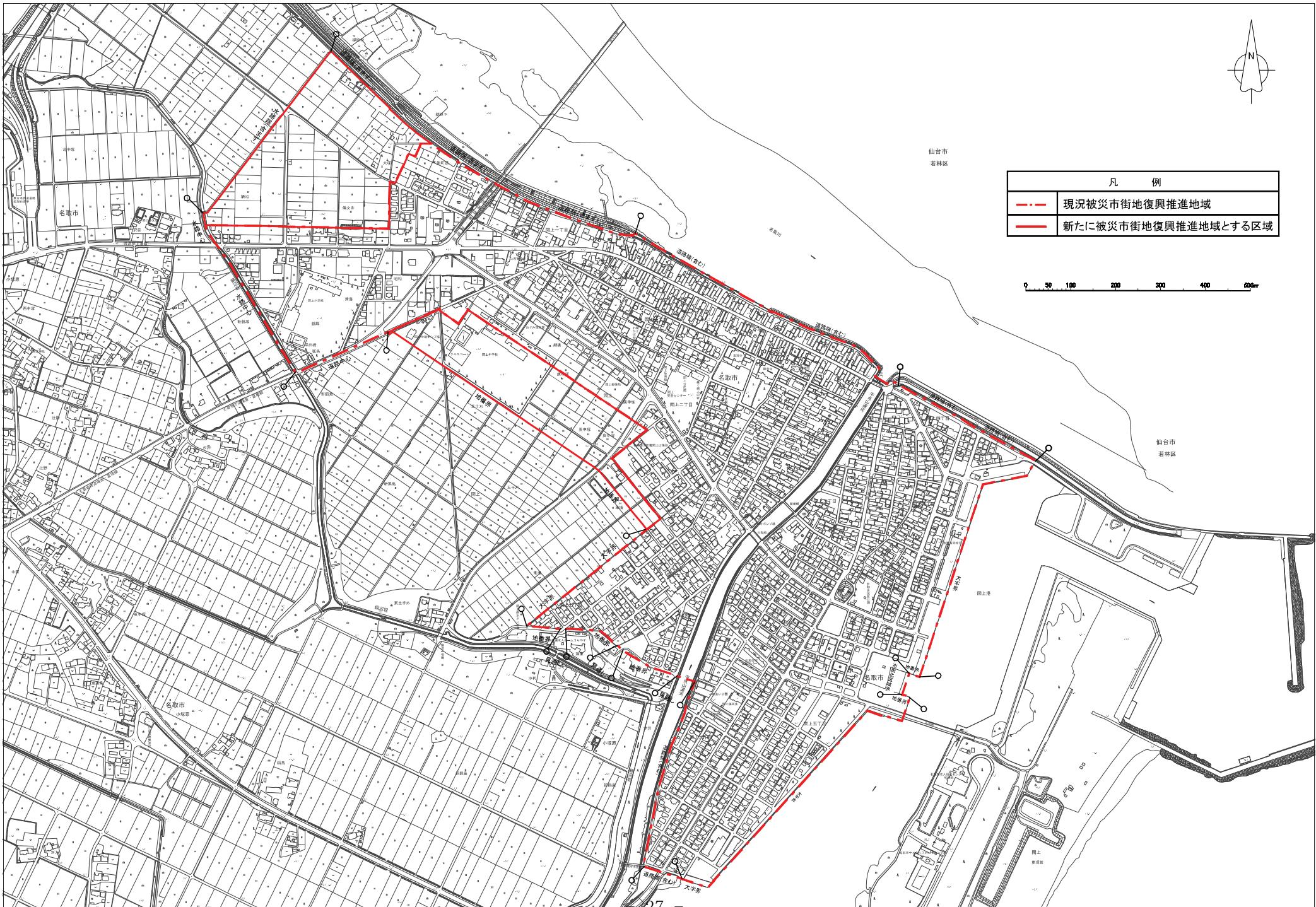
当地区は、東日本大震災により地区内の建物の大部分が流失する壊滅的な被害を受けており、早期の復興が必要である。復興にあたり、安全で災害に強い市街地整備を実現するため、本地区で閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業を実施することとしており、その区域に合わせて、被災市街地復興推進地域を変更するもの。

仙塩広域都市計画

被災市街地復興推進地域 総括図



仙塩広域都市計画 閑上地区被災市街地復興推進地域 計画図



様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係 (農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可)

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

- 水田地帯は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、引き続き水稻を中心とした土地利用型農業の振興を図る。
- 水田地帯に点在する施設園芸については農業施設の早期復旧等を進め、農業の早期再開を図る。
- 農地の集約と持続的な農業経営体制づくりを推進する。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

- 東日本大震災復興交付金事業を活用し、沿岸部の津波により被災（浸水）した農地等について農山漁村地域の復興を目的とする生産基盤整備（区画整理660.0ha）事業を行う。単なる原形復旧だけでなく大区画化により農地の面的な集約、経営の大規模化・高付加価値化を行い、収益性の高い農業経営の実現を目指し、復旧・復興を加速化させる。

なお、地区の設定は、仙台市分とあわせて、用排水系統及び農地集積、区画形状を踏まえ総合的に検討し、津波被災区域と一体的に整備する必要のある最小限の範囲とし、復興に向けた地域農業の再構築を見据えた地区設定を行っている。

地区名 名取地区

面積 660.0ha（仙台市含みの全体面積769.4ha）

- 農業再開に向け、東日本大震災復興交付金事業を活用し、被災農家の経済的負担の軽減、農業機械や集出荷施設（10箇所）の再整備等を行う。
- 「地域農業経営再開支援事業」、「農業基盤復旧復興整備計画策定事業」を活用し、持続的な農業経営体制づくりに向け、地域農業の組織経営化・法人化の促進、農地流動化や農地利用集積の促進、機能的な農業基盤の整備促進を行う。

（注）（1）「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い農業を実現するために、どのような農業を目指していくのか明確に記入する。

（2）「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記入する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）

- 農地の大区画化や利用集積、担い手の育成や農業経営体制支援により、効率的かつ持続的な農業を実現し、農業生産性の向上を図る。
- 住宅地等への農地転用は、安全で災害に強い市街地整備を行うために必要最小限度とする。

② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）

- 津波被害を受けた農地1,588ha（田・畑）は、農地として復旧・復興することを基本とする。
- 被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域周辺の農地（約118ha）及び集団移転促進事業に係る移転先住宅団地周辺の農地（39ha）は、大区画化等の農地の利用集積を図り、生産性の高い優良農地として利用する。
- 集団移転促進事業における移転元の跡地（**変更後：19ha**（変更前：17ha））のうち、周辺農地と一体的な利用が可能な地区において、農地としての整備を検討する。
- 農地の復旧・復興を行った農地は、復興整備計画期間が満了した後も優良農地として確保する。

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり

（注）（1）1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全

な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記入する。

- (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスター・プラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記入する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

該当なし

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

(別紙様式 1)

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面 積	うち農地面積	うち農振地域面積	うち農用地区域面積	事業主体	施行予定期度	予定人口(世帯数)の規模等	土地利用区分	移転元との関連
A地区	閑上地区	市街地開発事業	住宅地	121.8ha [19ha]	15ha	15ha	15ha	名取市	H23-29	5,500人 2,000戸 1,500人 550戸	市街化調整区域	I 区域、40ha、市街化区域 2,700人（1,000戸） 跡地利用：水産業再生施設、 レクリエーション施設等
D地区	下増田地区	集団移転促進事業	住宅地	5ha 5ha	5ha 5ha	5ha 5ha	5ha 5ha	名取市	H24-25	201人 70戸 230人 80戸	市街化調整区域	II 区域、 <u>変更後：19ha</u> （変更前：17ha）、市街化調整区域 <u>変更後524人</u> （変更前：436人） (<u>変更後：193戸</u> （変更前：152戸）) 跡地利用：農地・臨空観光拠点等
E地区	下増田地区	その他施設の整備に関する事業	住宅地	1ha 1ha	1ha 1ha	1ha 1ha	1ha 1ha	名取市	H24-26	264人 92戸 123人 43戸	市街化調整区域	II 区域、 <u>変更後：19ha</u> （変更前：17ha）、市街化調整区域 <u>変更後524人</u> （変更前：436人） (<u>変更後：193戸</u> （変更前：152戸）) 跡地利用：農地・臨空観光拠点等
計				25ha 25ha	21ha 21ha	21ha 21ha	21ha 21ha			1,965人 712戸 1,853人 673戸		<u>変更後</u> <u>変更前</u>

※ [] は市街地拡大部分の面積を示す。 () は移転に伴う市街地拡大部分の予定人口(世帯数)を示す。

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

(注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記入する。

(2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興

一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記入する。

- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記入する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記入する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（I、II、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記入する。

2 調整措置概要

地区名：閑上地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設	施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等		
1	国営かんがい排水事業	名取川地区	農林水産省	4,450ha	S42～60	15ha	完了	直轄 貞山運河東側を非居住地区とすることにより、既存市街化区域内において必要な宅地面積を確保することができないため、区画整理事業区域の拡大が必要である。 名取土地改良区とは平成24年2月24日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年3月下旬に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。 被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。
2	県営かんがい排水事業	名取川地区	宮城県	3,773ha	S45～H3	15ha	完了	補助 貞山運河東側を非居住地区とすることにより、既存市街化区域内において必要な宅地面積を確保することができないため、区画整理事業区域の拡大が必要である。 名取土地改良区とは平成24年2月24日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年3月下旬に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。 被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。

3	農山漁村地域復興基盤総合整備事業	名取地区	宮城県	660.0ha	H24～H27	15ha	未着手	補助	<p>貞山運河東側を非居住地区とすることにより、既存市街化区域内において必要な宅地面積を確保することができないため、区画整理事業区域の拡大が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成24年2月24日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年3月下旬に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域周辺の農地は、大区画は場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p>	
(2) 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策										
当該地は、集団的農地の縁辺部に位置することから、用水路は廃止、排水は鍋沼排水路へ付け替えを行い処理する計画としている。名取土地改良区とは平成24年2月24日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、用水路及び鍋沼排水路の管理者である名取土地改良区と平成24年6月下旬に調整を了した。また、被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域内からの雨水排水は直接貞山運河への排出及び鍋沼排水路へ排水する計画としており、鍋沼排水路の管理者である名取土地改良区と平成24年6月下旬に調整を了した。汚水排水は、公共下水道の整備により岩沼市に位置する県南浄化センターで処理される計画としており、周辺農地での営農に支障は生じない。										
(3) 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定										
区画整理事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きについては平成25年3月を目途に行う予定である。 市街化区域編入の実施予定等については、今後検討する。										

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	国営かん がい排水 事業	名取川地区	農林水産 省	4,450ha	S42～ 60	5 ha	完了	直轄	<p>下増田地区沿岸部の集落地区を災害危険区域及び移転促進区域とすることにより、移転先の住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成23年12月19日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年7月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>集団移転促進事業の移転先区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p> <p>移転先の開発区域を拡大することに対して、平成25年1月17日に仙台地方振興事務所、平成25年1月18日に土地改良区及び東北農政局名取川土地改良建設事業建設所と調整を了した。</p>
2	県営かん がい排水 事業	名取川地区	宮城県	3,773ha	S45～ H3	5 ha	完了	補助	<p>下増田地区沿岸部の集落地区を災害危険区域及び移転促進区域とすることにより、移転先の住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成23年12月19日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年7月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>集団移転促進事業の移転先区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p> <p>移転先の開発区域を拡大することに対して、平成25年1月17</p>

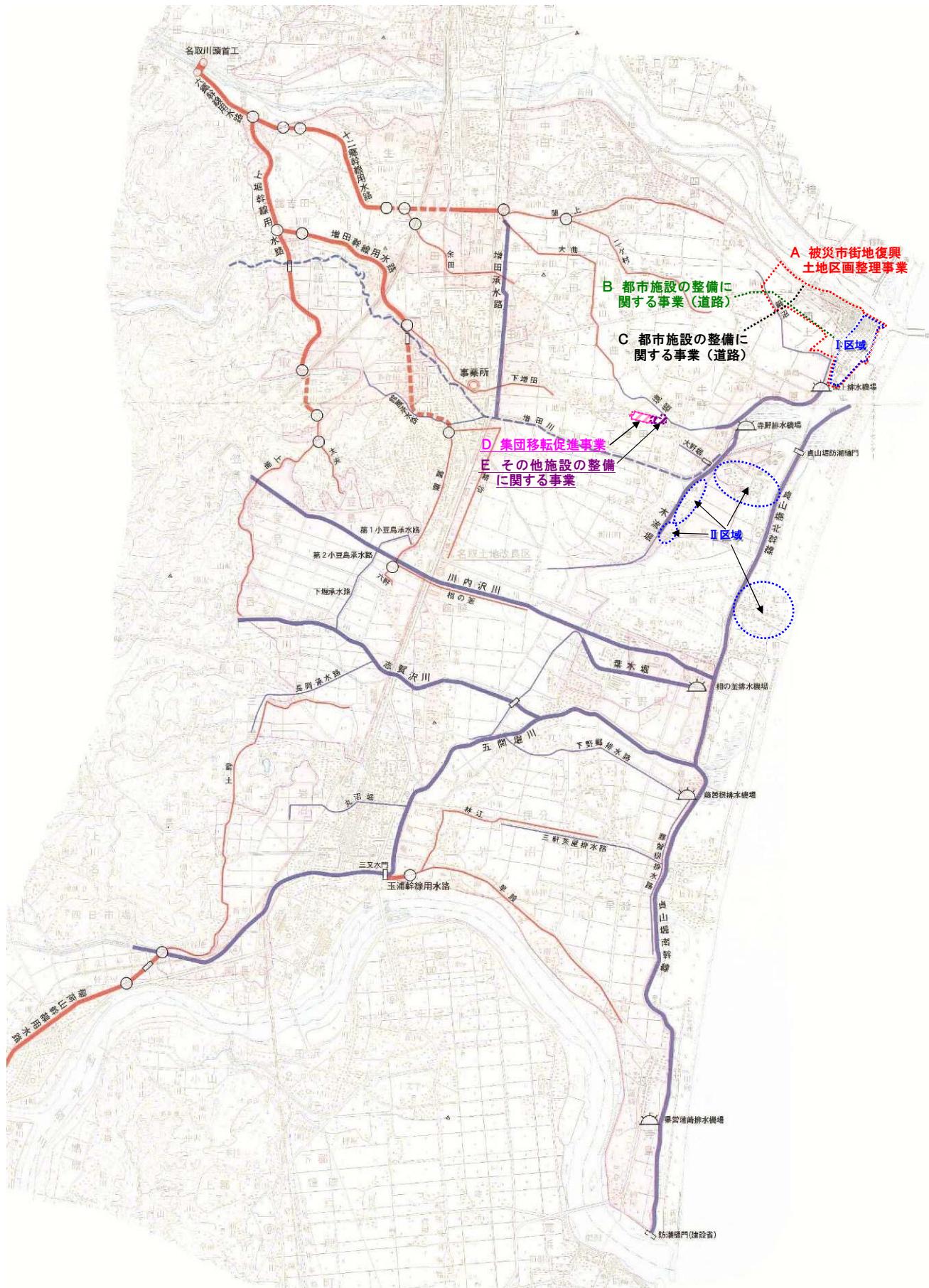
								日に仙台地方振興事務所、平成25年1月18日に土地改良区及び東北農政局名取川土地改良建設事業建設所と調整を了した。
3	農山漁村地域復興基盤総合整備事業	名取地区	宮城県	660.0ha	H24～H27	5 ha	未着手	補助 下増田地区沿岸部の集落地区を災害危険区域及び移転促進区域とすることにより、移転先の住宅団地の確保が必要である。 名取土地改良区とは平成23年12月19日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年7月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。 集団移転促進事業の移転先区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。 移転先の開発区域を拡大することに対して、平成25年1月17日に仙台地方振興事務所、平成25年1月18日に土地改良区及び東北農政局名取川土地改良建設事業建設所と調整を了した。
4	名取川地区農地災害復旧事業	名取川地区	宮城県	19.4ha	H23	5 ha	完了	補助 下増田地区沿岸部の集落地区を災害危険区域及び移転促進区域とすることにより、移転先の住宅団地の確保が必要である。 名取土地改良区とは平成23年12月19日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年7月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。 集団移転促進事業の移転先区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。 移転先の開発区域を拡大することに対して、平成25年1月17日に仙台地方振興事務所、平成25年1月18日に土地改良区及び東北農政局名取川土地改良建設事業建設所と調整を了した。
(2) 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策								
集団移転促進事業による住宅団地施行区域内からの雨水排水は調整池で流量調整を行い、隣接する境堀排水路に放流する計画としている。なお、これについては、防災調整池を設置し、一時的に雨水を貯留することにより、下流排水路の洪水負担の増大に対する軽減を図ることで、平成23年12月19日に排水路管理者の名取土地改良区の概ねの了解を得るとともに、設計時点に協議を行うことで了解を得ている。また汚水排水は、公共下水道の整備により岩沼市に位置する県南浄化センターで処理される計画としており、周辺農地での営農に支障は生じない。								
(3) 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定								
集団移転促進事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きについては平成25年3月を目途に行う予定である。 市街化区域編入の実施予定等については、今後検討する。								

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	国営かん がい排水 事業	名取川地区	農林水産 省	4,450ha	S42～ 60	1 ha	完了	直轄	<p>下増田地区沿岸部の集落地区を災害危険区域及び移転促進区域とすることにより、移転先の住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成23年12月19日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年7月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>災害公営住宅整備事業の移転先区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p> <p>移転先の開発区域を拡大することに対して、平成25年1月17日に仙台地方振興事務所、平成25年1月18日に土地改良区及び東北農政局名取川土地改良建設事業建設所と調整を了した。</p>
2	県営かん がい排水 事業	名取川地区	宮城県	3,773ha	S45～ H3	1 ha	完了	補助	<p>下増田地区沿岸部の集落地区を災害危険区域及び移転促進区域とすることにより、移転先の住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成23年12月19日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年7月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>災害公営住宅整備事業の移転先区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p> <p>移転先の開発区域を拡大することに対して、平成25年1月17</p>

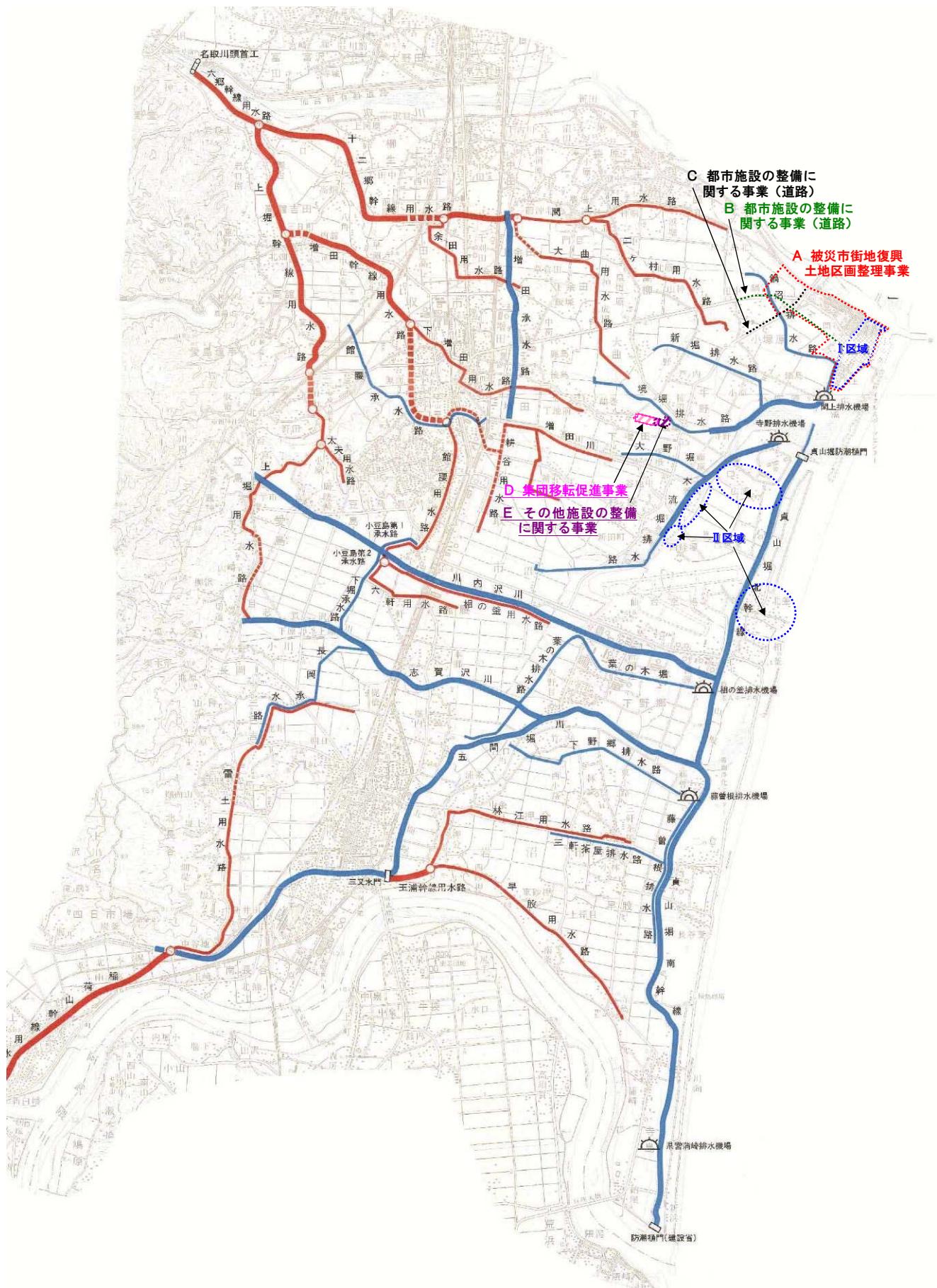
									日に仙台地方振興事務所、平成25年1月18日に土地改良区及び東北農政局名取川土地改良建設事業建設所と調整を了した。
3	農山漁村地域復興基盤総合整備事業	名取地区	宮城県	660.0ha	H24～H27	1 ha	未着手	補助	<p>下増田地区沿岸部の集落地区を災害危険区域及び移転促進区域とすることにより、移転先の住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成23年12月19日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年7月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>災害公営住宅整備事業の移転先区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p> <p>移転先の開発区域を拡大することに対して、平成25年1月17日に仙台地方振興事務所、平成25年1月18日に土地改良区及び東北農政局名取川土地改良建設事業建設所と調整を了した。</p>
4	名取川地区農地災害復旧事業	名取川地区	宮城県	19.4ha	H23	1 ha	完了	補助	<p>下増田地区沿岸部の集落地区を災害危険区域及び移転促進区域とすることにより、移転先の住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成23年12月19日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年7月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>災害公営住宅整備事業の移転先区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p> <p>移転先の開発区域を拡大することに対して、平成25年1月17日に仙台地方振興事務所、平成25年1月18日に土地改良区及び東北農政局名取川土地改良建設事業建設所と調整を了した。</p>
(2) 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
災害公営住宅整備事業による住宅団地施行区域内からの雨水排水は調整池で流量調整を行い、隣接する境堀排水路に放流する計画としている。なお、これについては、防災調整池を設置し、一時的に雨水を貯留することにより、下流排水路の洪水負担の増大に対する軽減を図ることで、平成23年12月19日に排水路管理者の名取土地改良区の概ねの了解を得るとともに、設計時点に協議を行うことで了解を得ている。また汚水排水は、公共下水道の整備により岩沼市に位置する県南浄化センターで処理される計画としており、周辺農地での営農に支障は生じない。									
(3) 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
災害公営住宅整備事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きについては平成25年3月を目指して実施する予定である。 市街化区域編入の実施予定等については、今後検討する。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記入する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記入する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記入する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記入する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記入する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記入する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記入する。

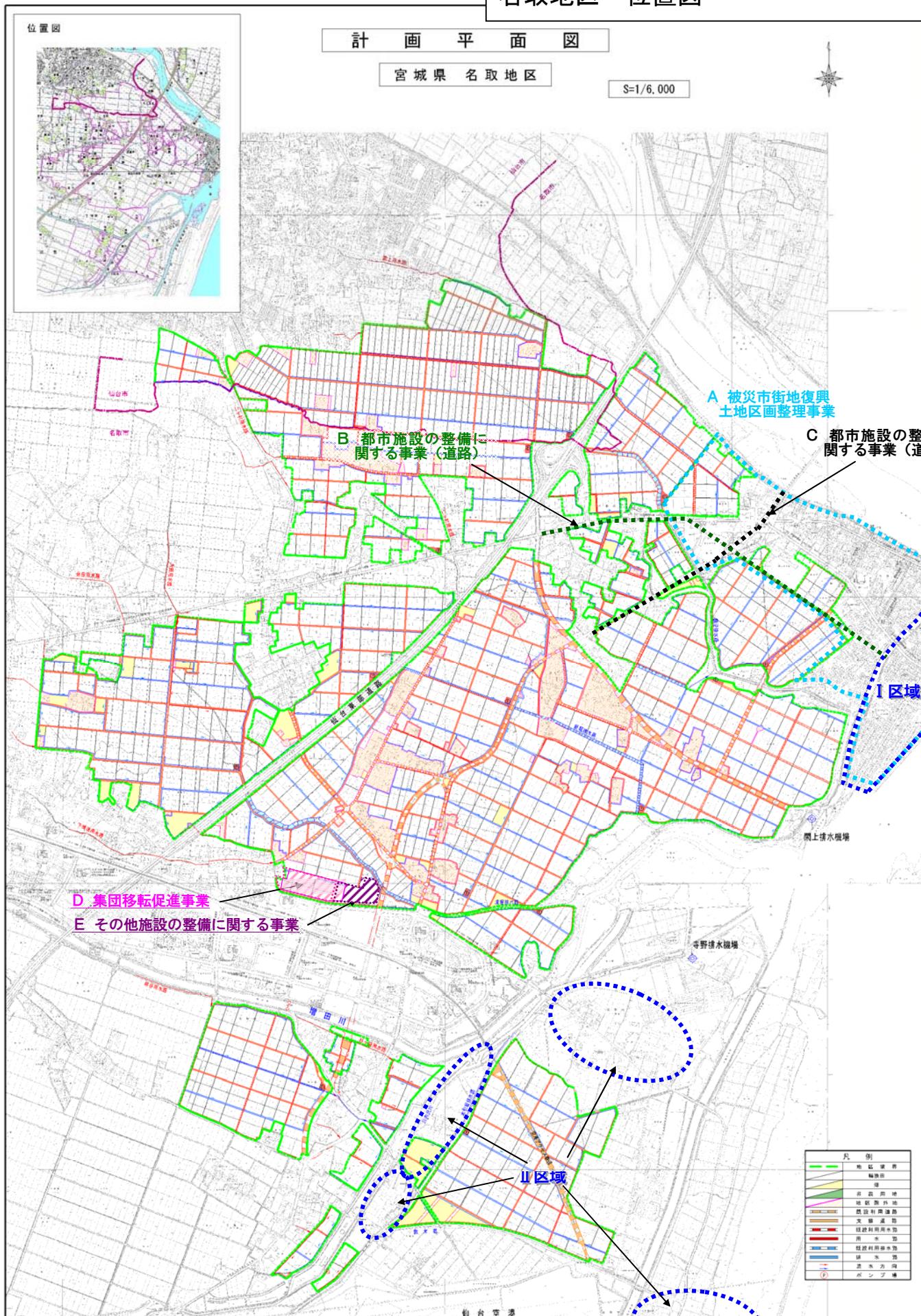
農業関係施策図面番号 1
国営かんがい排水事業



農業関係施策図面番号2
県営かんがい排水事業



農業関係施策図面番号3
農山漁村地域復興基盤総合整備事業
名取地区 位置図



農業関係施策図面番号4
名取川地区農地災害復旧事業

名取・岩沼市地区施工計画区域図（仙台市・名取市・岩沼市）

